

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 20 日（金）第 380 号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正（※） （会計課取扱い） 1

## 告 示

### 鹿児島県告示第64号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し，令和5年1月20日から施行する。ただし，3の(1)の表の改正規定中三井住友信託銀行株式会社の項を削る部分は，同年3月31日から施行する。

令和5年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

3の(1)の表三井住友信託銀行株式会社の項を削り，同表南さつま農業協同組合の項中「，出張所及び事業所」を「及び出張所」に改め，同表北さつま農業協同組合の項中「県内に所在する本所，支所及び出張所」を「同上」に改め，同表そお鹿児島農業協同組合の項中「同上」を「県内に所在する本店及び支店」に改め，同表あおぞら農業協同組合の項及び種子屋久農業協同組合の項中「，支所及び出張所」を「及び支所」に改め，同表あまみ農業協同組合の項中「県内に所在する本所及び支所」を「同上」に改める。